

多様性を受け止める ガバナンス改革について(案)

平成30年3月27日(火)
中央教育審議会
大学分科会 将来構想部会

3. 高等教育機関の教育研究体制

(多様性を受け止めるガバナンス)

- 今後、これまで以上に多様な教育研究を実現していくために、学外の教員や実務家など多様な人的資源を活用し、多様な年齢層の多様なニーズを持つ学生を受け入れていくとすれば、高等教育機関は、他の機関や、関係する産業界、地域の地方公共団体などと連携し、必要とされる教育研究分野、求人の状況、教員や学生の相互交流などについて、恒常的に意思疎通を図るような体制を構築していくことが必要である。
- また、多様な人材の活用によって大学等の経営力を強化していく観点から学外理事等を少なくとも複数名置くなど一定割合以上配置することや、学外理事等に期待する役割を明確化する取組を進める必要がある。

今後の論点

- ・論点整理にも掲げられている「多様性を受け止めるガバナンス」を推進していくためには、例えば、大学において業務執行上重要な役割を果たす理事に外部人材を一定数登用することとするなど、大学の意思決定プロセスに学内外から多様な意見が取り入れられることとしてはどうか。
- ・その際、社会のニーズに対応した経験に基づく多様な知恵を積極的に活用する観点から導入された学外理事制度を踏まえつつ、複眼的な外部の視点からの意見を大学運営に一層反映できるようにするため、例えば、2人以上の外部理事を登用することについて、どのように考えるか。なお、2人以上の外部理事を登用とした場合、その役割をどう考えるか。
- ・また、理事に関して規定されている現行の法令を改正する必要があるか。
- ・あわせて、経営協議会、経営審議機関、評議員会等では教育研究への深い理解に基づいた上で、審議をより一層経営に反映させていくことも検討すべきではないか。

理事に係る関連法令①

1. 国立大学

○ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)(抄)

(役員)

第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事二人を置く。

2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。

(役員職務及び権限)

第十一条 学長は、(略)国立大学法人を代表し、その業務を総理する。

2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議(第五号において「役員会」という。)の議を経なければならない。

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

第14条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

別表第一(第2条、第4条、第10条、附則第3条、附則第15条関係)(抄)

国立大学法人の名称	理事の員数
小樽商科、帯広畜産、北見工業、筑波技術、奈良教育、鹿屋体育、政策研究大学院、総合研究大学院(8法人)	2
室蘭工業、宮城教育、東京外国語、長岡技術科学、上越教育、名古屋工業、豊橋技術科学、京都教育、兵庫教育、鳴門教育、福岡教育(11法人)	3
北海道教育、旭川医科、岩手、福島、茨城、宇都宮、埼玉、東京学芸、東京農工、東京芸術、東京工業、東京海洋、お茶の水女子、電気通信、一橋、横浜国立、静岡、浜松医科、愛知教育、滋賀、滋賀医科、京都工芸繊維、大阪教育、奈良女子、和歌山、九州工業、北陸先端科学技術大学院、奈良先端科学技術大学院(28法人)	4

国立大学法人の名称	理事の員数
弘前、秋田、山形、群馬、東京医科歯科、岐阜、三重、鳥取、山口、徳島、愛媛、琉球(12法人)	5
千葉、新潟、富山、金沢、福井、山梨、信州、鳥根、香川、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島(16法人)	6
北海道、東北、東京、名古屋、京都、岡山、広島(7法人)	7
筑波、大阪、神戸、九州(4法人)	8

備考三 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。

2. 私立大学

○ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)(抄)

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(理事会)

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(役員 of 職務)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(役員 of 選任)

第三十八条 (略)

5 理事又は監事には、それぞれの選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

外部理事の登用の状況

<国立大学法人>

理事 総数	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法人数
2人	2	1
3人	17	3
4人	29	10
5人	16	8
6人	11	8
7人	8	5
8人	3	1

(参考)理事総数3人以下の法人 19法人

(出典)文部科学省調べ <86法人 397人>
調査時点:平成28年9月1日

<学校法人(私立大学)>

理事 総数	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法人数
5人	9	6
6人	24	17
7人	52	42
8人	48	48
9人	77	71
10人	41	40
11~20人	241	236
21~30人	18	18
31~40人	5	5

(出典)「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告
(大学・短期大学法人編)(平成27年3月日本私立学校
振興・共済事業団)に基づき作成 <515法人 5,964人>
調査時点:平成25年度

參考資料

大学ガバナンスに関する現行制度

【教学面のガバナンス】

【経営面のガバナンス】

〔 学長と学部、学部教授会の関係etc 〕

〔 理事会(法人の長)と教学組織の関係etc 〕

国立大学

学校教育法

- 学部又は学部以外の基本組織(85条)
- 学長、教授等(92条)
- 教授会(93条)
- 教授会の議を経て、学生の入退学・卒業等を決定(施行規則144条)

国立大学法人法

- 役員会(10条)
- 学長の任命、学長選考会議(12条)
- 教育研究評議会(21条)
- 経営協議会(20条)

公立大学

- 学部又は学部以外の基本組織(85条)
- 学長、教授等(92条)
- 教授会(93条)
- 教授会の議を経て、学生の入退学・卒業等を決定(施行規則144条)

法人化大学(地独法)

- 教育研究審議機関(77条)
- 理事長(学長)(13条、71条1項)
- 学長選考機関(71条3項等)
- 経営審議機関(77条)

教育公務員特例法

- 学長、学部長、教員の人事(3条)

非法人化大学

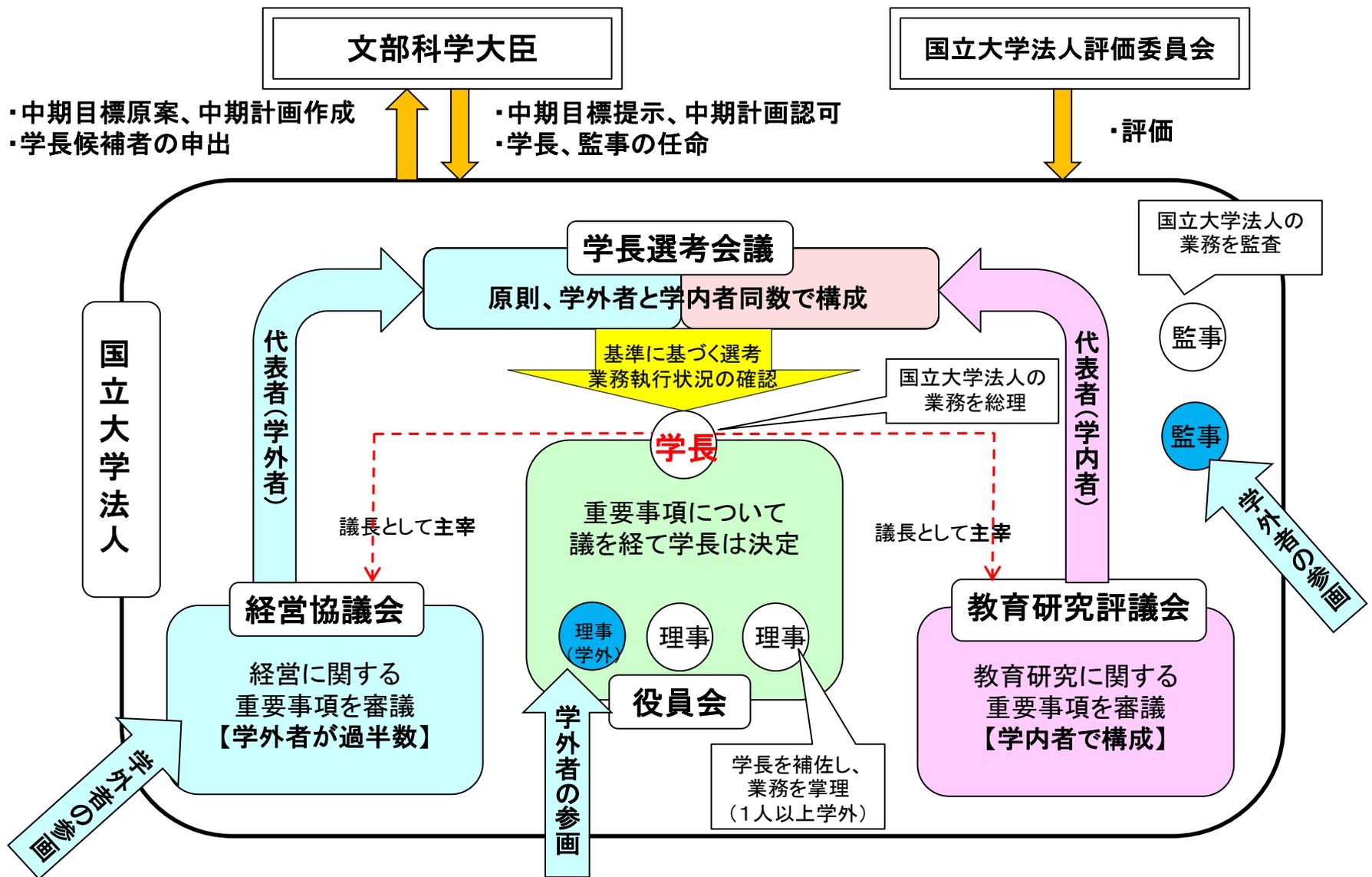
私立大学

- 学部又は学部以外の基本組織(85条)
- 学長、教授等(92条)
- 教授会(93条)
- 教授会の議を経て、学生の入退学・卒業等を決定(施行規則144条)

私立学校法

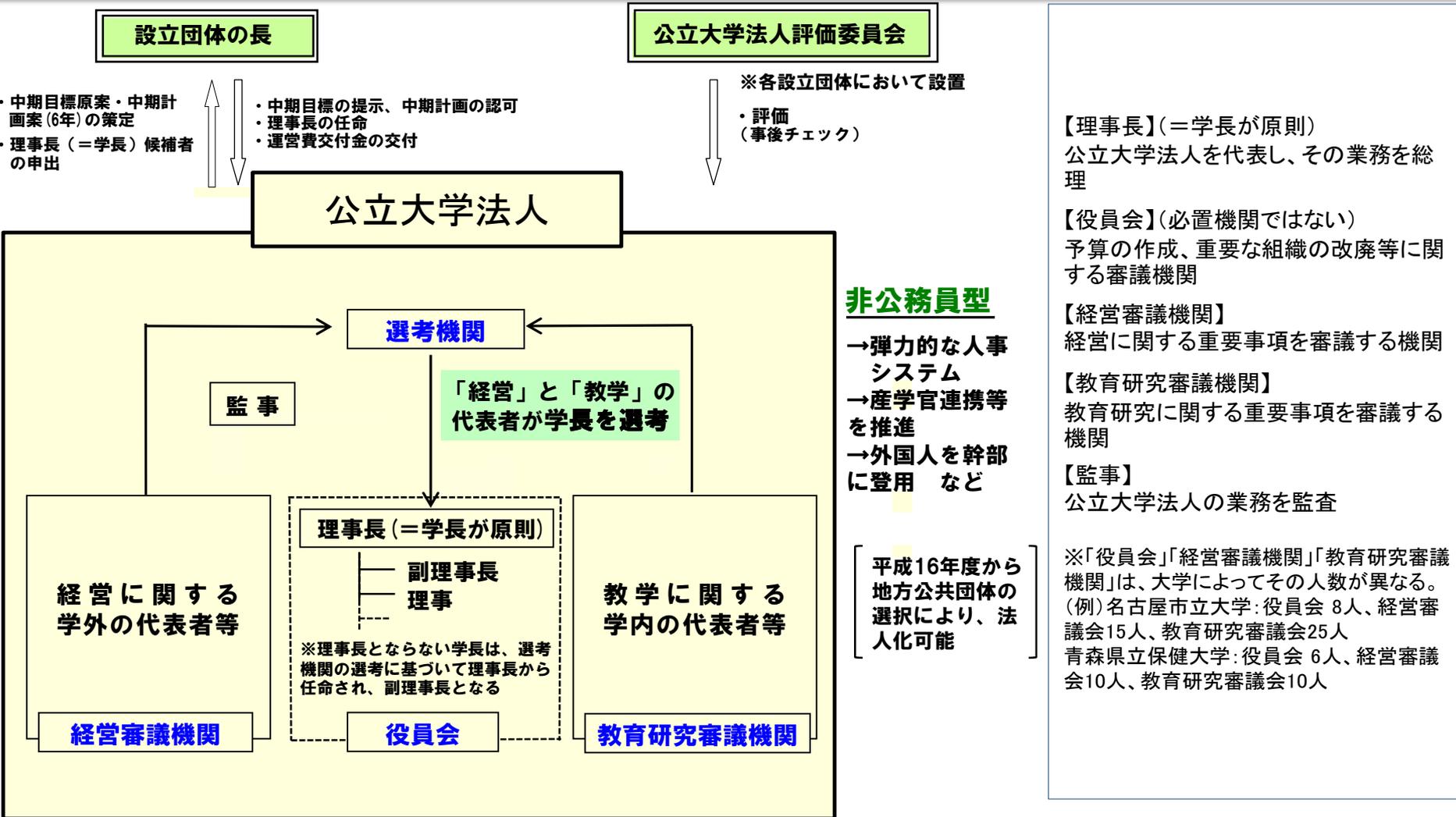
- 学長の理事就任(38条1項)
- 理事会(36条)
- 監事(37条3項)
- 評議員会(41条)

国立大学法人のガバナンスの仕組み



公立大学法人のガバナンスの仕組み

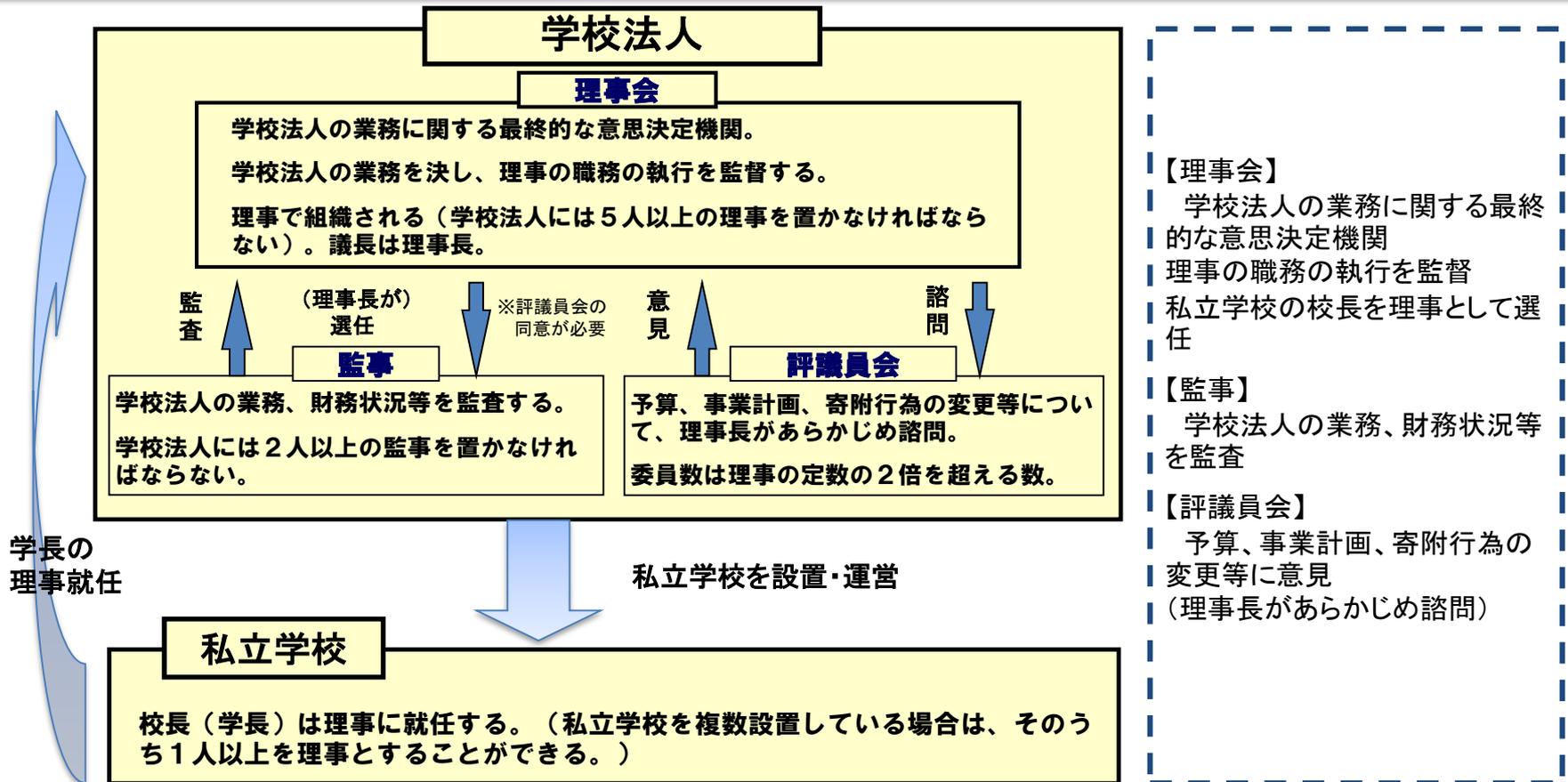
- 公立大学法人では、**法人の長である理事長が、大学の学長を兼ねることが原則**とされているが、両者を分離することも可能。
- 公立大学法人の理事長は、学外者などから構成される経営審議機関の代表者と、学内者から構成される教育研究審議機関の代表者から構成される**学長選考機関**において選考され、設立団体の長が任命する。
- 意思決定プロセスにおける透明性の確保や適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件の審議について、**合議制の審議機関を法定**(経営審議機関、教育研究審議機関)。



※「役員会」は、地方公共団体の判断(定款に規定)等で設置可能

学校法人のガバナンスの仕組み

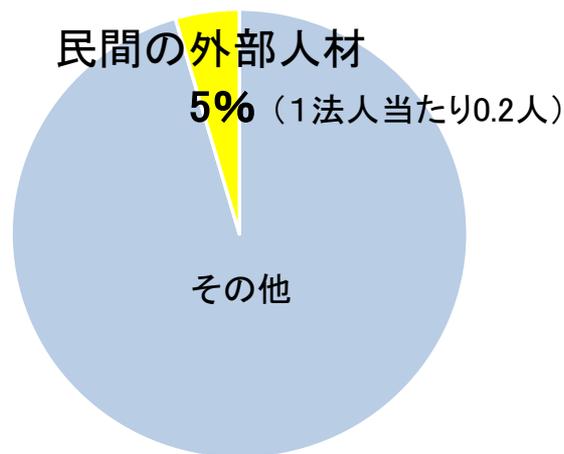
- 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である理事会である。理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には評議員会が置かれる。評議員会は理事の定数の2倍以上の定数で組織され、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の、学長は、学校法人の理事として経営に参画する。



国立大学法人・学校法人(私立大学)における理事の構成

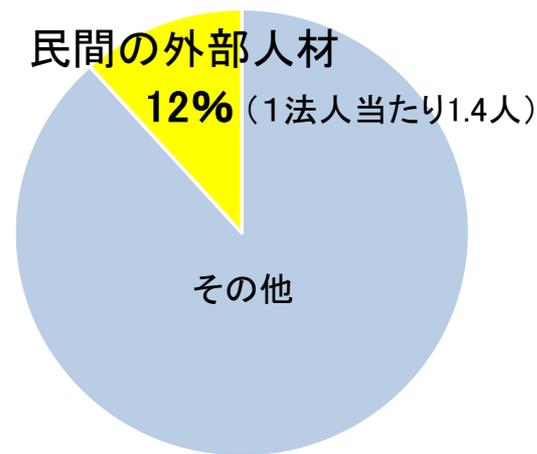
○国立大学の経営を担う役員会の構成メンバーである理事のうち、民間の外部人材の割合は、5%程度と低い。86国立大学のうち68大学(8割)では、民間の外部人材の理事が全くいない。

国立大学法人の理事の構成



(出典)文部科学省調べ<86法人 397人>
調査時点:平成28年9月1日

学校法人(私立大学)の理事の構成



(出典)「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告
(大学・短期大学法人編)(平成27年3月日本私立学校
振興・共済事業団)に基づき作成<515法人 5,964人>
調査時点:平成25年度